四の二　配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

五～十　［略］

5　（送電事業者の振替供給の範囲）

第四十二条　法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの

二　一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

（送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項）

第四十三条　法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～七　［略］

八　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

九・十　［略］

［新設］

五～十　［略］

5　（送電事業者の振替供給の範囲）

第四十二条　法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一　小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの

二　小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

（送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項）

第四十三条　法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～七　［略］

八　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者及び一般送配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

九・十　［略］

（送電事業者の兼業制限の例外）

第四十四条の二　法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第四十四条の三　法第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該送電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十四条の四　法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十四条の九及び第四十四条の十三において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（送電事業者の兼業制限の例外）

第四十四条の二　法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業又は発電事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第四十四条の三　法第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該送電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十四条の四　法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十四条の九、第四十四条の十三及び第四十四条の十四において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合